

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第二章 農業恐慌の深化と農業防衛闘争の展開

## 第五節 土地闘争

一、農地改革逆転の試み 政府は、農地改革は四八年末をもって一応完了したとの見解のもとに、新たな買収売渡しには積極的熱意をもたず、さらに逆転して地主保護政策を強化する気配さえ見られ日農、民主政党はしばしばその危険を警告した。

政府のいわゆる農地改革逆転の内容として伝えられたものは、四六年二月以来すえおきとされていた金納小作料(現行水田反当り七五円)を一、〇〇〇円前後に引上げ、したがってまた当然に地価をも釣上げんとするものである。これは一方において地租収入を増大せしめようとする政府の政策によるものであるが、小作料の引上げは、低米価、重税によって窮乏化しつつある農民にとって一そうの負担となることは否定しえないところである。政府は、小作料引上げの理由として、(一)第二次農地改革は終わったから、小作料を低くすえおく意味はない、(二)中小地主は現在生活に窮しているので、インフレによる物価値上りの水準まで小作料をひきあげるのが当然だ、等があげられている。

このような反改革措置が政府によって立案され、第五国会に上程される模様を察知した日農その他農民団体はもとより、農地委員会全国協議会等の団体も眞向から反対の抗議を発し、農地改革は未だ終了していないこと、すすんで第三次改革を断行して小作地の全てを、山林原野を農民の所有に移すべきことを訴えた。低米価はそのままにして、小作料だけ引上げるのは明かに地主保護であり農地改革の精神に反すること、小作料引上げは必然的に地租増徴となり農民負担を重くすること、またこれをキッカケに地主攻勢を強め、第三次農地改革はおろか、既得の耕作農民の権利すらおびやかす危険をふくんでいる事等がその反対の根拠である。

農地改革を逆転させんとする政府の試みは農民組織の反対にあって一時解消したようであったが、しかし決して放棄されたものではない。第五国会においては、不在地主の範囲を拡張し、耕作権の移動を容易にする農調法、自作農創設法の一部改正が提案せられて通過し、また議会の質疑応答に見られたように、第三次農地改革は現政府のもとでは全くその実行の意思なきことが表明された。これは全国農民大会その他において、農民の要求に対しても明示された。

このような政府の地主保護的態度の表面化とともに、村における土地取上げは跡をたたず、とくに中小地主の生活困難の増大とともに、事件の性質はますます激しく深刻になった。また土地紛争において、官憲、裁判所が地主擁護にかたむく傾向すら見られると報ぜられ(たとえば栃木県野木村の小作人検束事件)地方政府機関の農地改革に対する熱意の低下が指摘されるにいたった。

農林省調査によれば、一九四八年中の農調法違反件数は七、一三四件で、前年より若干減少し

たにすぎず、その内送検された件数は二、九四七件で、むしろ前年を超過している(下表参照)。また四八年度は農地のヤミ売り、ヤミ小作料の強要等が増加していることを示している。これらの傾向は四九年に入って、一そう顕著になっていると想像される。

また全国各地の農地事務局よりの報告を見ると、農調法違反を嚴重に監視しなければならぬ県、司法当局警察、農地委等が取締をサボっている県として熊本県があげられ、農地委が保守勢力にあやつられ、すすんで土地取上げ等の不法行爲を行っているものとして金沢、京都が指摘されているように、農地改革は政府の法律、計画どおりにならずしも進行していないことが明かである。

このような傾向に対し極東委員会は五月六日マッカーサー元帥に対し日本政府が農地改革を一そう強力に行い独立自作農の創設につき政府を激励すべき旨の次の指令をあたえた。

#### 農地改革遂行に関する極東委員会の指令

日本の民主的な農地制度改革を促進するためには、日本の農業制度の徹底的改革を確保しなければならぬ。……(中略)

日本の農地改革計画は次の三大目的をもっている。

- 一、物納制及び高率の小作料制度を廃止する。
- 二、土地の所有権を大規模に地主階級より小作農に移し、それによって多くの独立自作農を創設する。
- 三、耕作農民に信用供与および農業技術教育の便宜を与える。

政府はこれに対し「この指令は第二次農地改革の完遂を強調されたもので、第三次改革をやれというのではない」(五月一〇日国会における農相答弁)として、第三次改革断行の意思なきことを表明した。

その後政府は第六国会にも同様の農地改革一部改正を提出せんと準備をすすめた。その内容は、小作地の強制買収を一時打切ること、農地委員会と農業調整委員会を合併して農業委員会をつくること、小作料と地価を現行の約七倍に引上げること等である。

かかる民自党政府の動きの中に、一〇月二一日農地改革三周年にさいしマ元帥の吉田首相に寄せた「書簡」は、農地改革逆転の試みを拒否すべきものとして、政府にとって重大な打撃となった。しかしこのような政府の反改革的動向が完全に解消したと見るのは正しくないであろう。

#### 農地改革三周年に当ってマ元帥の吉田首相への書簡

親愛なる吉田首相！きょうは恐らく歴史始って以来の大きな成果を収めた農地改革の三周年に当たっている。三年前のきょう、国会は農地改革の基礎となった歴史的立法を成立させた、いまやこの政策の主要部分はずでに結末に近づきつつあるので、この機会に農家の人々がこの計画に献身することによって達成されたすばらしい成果に対して心からの敬意を表したい。

はじめ世界は諸君のこの農地改革の事業を疑いの眼をもって見守ってきた。この事業があまりにも巨大であり諸君がこれに誠意をもって当るはずはないし、また封建的勢力がこれを単なる名目的改革に終らせるだろうと信じていたからである。諸君の示したこれまでの進歩は当初の高い目標から全然それていないことを示している。

今日諸君は世界の賞賛を勝ち得た諸君が抑圧された人々に対して示した措置は一つの典型としてすでに広く一般の認めるところとなっている。日本が再び国際社会の仲間入りをしようと努力しているときこの農地改革の成果は日本が民主国家として成年期に

達しつつあることを端的に示す最も重要な証左である。今こそこの農地改革についてこれまでになし遂げられた、また今後なすべきことを正しく評価して日本国民が次の世代の日本農民にその約束を果すため付加された義務の内容を正確に測定しその意義を明確にすべきときである。

農地改革の成果は日本の農村社会組織の永続的な一部とならなければならぬ。農地改革以前における小作制度にいつの間にか逆もどりする可能性は絶対に阻止されなければならぬ、一家を支えるに足る農地を基礎とした自作農の広範囲な設定と耕作者の権利の保護はどこまでも保証されなければならぬ。

農地改革に関する諸法規は何ものにもまげられぬ力を持たなければならぬ。そのためには十分な行政的支持が与えられなければならぬ。また各地方における法律の民主的適用を保障するためには適当な委員会制度を継続することが必要である。これらの諸要素はいずれも重要ではあるが、もし今日までの成果を失うまいとするならば、日本の農民は彼ら自身の権利を守るため絶えずしかも継続的に警戒を怠らないことが何よりも大切である。これは公民としての基本的な特権であり義務である。またこれは彼らに信託された権利であり、責任であるとともにいまや正義と英智をもって大胆に行使し時代から時代へと伝承すべき権利であり責任である。

日本の将来は日本国民の手中にある。農地改革の計画は将来日本国民が公民としての、要請に果してどこまで応えることができるかを試験する決定的な要素となるであろう。

一九四九・一〇・二一　ダグラス・マッカーサー

なおこれより先の一〇月一三日には、農地委員会全国協議会、日農両派、全国農地委員職員組合、全労連など二二労農団体によって「農地改革打切反対協議会」がもたれ、政府の農地改革に対する反動的意図に反対する旨声明書を発した。また一〇月二三日の全国農地委員会職組中央委員会においても、農地改革打切りにともなう職員的首切り反対、農民との共同闘争の展開を決議した。このようにほとんどあらゆる農民団体が、さらに政府補助機関すらが農地改革逆転の試みに対しては、反対態度を表明するにいたった。

二、土地闘争　農地の買収売渡しが形式上は一応計画目的を達成したため、従来のような、買収売渡しを監視し、耕作農民に有利に買収地を決定する等の活動は少なくなったが、しかし地主の「土地取上げ」はあとを絶たず、また部分的ではあるがヤミ小作料の強要などに対し、農民の闘争はつづけられた。さらに供出、税金闘争が発展して、民主的な地積地力調査にもとづく合理的負担の実現がたたかわれ、すすんで耕地の農民共同管理への試みも、行われた。たとえば、静岡県櫻木村では四八年度所得税の更正決定の適正化について日農統一派の運動が進展しつつあったが、村内の一部耕地にかくし田のあることが判明し、組合は地積の調査にもとずき公平な税負担を要求すると同時に、土地の共同管理にすすんだ。その他青森県高杉村、茨城県伊讃村等においても同様な運動が見られ、開拓地では福島県福浦村の日農支部と共産党細胞の指導によるかくし田摘発闘争などはその典型的事例である。

一般の土地闘争とならんで、山林所有者に対する農民闘争もこの期においてたたかわれた。木曾国有林をめぐり、官僚、資本家と地主の組織する「林友会」を相手に、地元の農民が労組の応援のもとに闘争を開始し、不正事実の摘発をはじめ、国有林復興の運動をはじめた。共産党は、木曾谷復興綱領を作成し、山に対する不正をなくし、治山治水、山林復興のため、国有林の郡民による民

主的管理その他の要求をかかげ、同時に山林労働者の組織がすすめられた。

木曾谷の山林をめぐる労農勢力の運動は、上田、松本、諏訪地区に拡大し、いわゆる「地域人民闘争」の重要な一環をなすものであった。それはやがて七月二二日の第一回長野県民代表者会議にまで発展した。

水をめぐる闘争も前期にひきつずき各地でたたかわれた。たとえば群馬県伊勢崎市を中心とする八坂、佐波新田両用水の沿線数カ村では、不合理な水利権の是正、県費による用水復旧などの要求をもって県当局と交渉し、部分的ではあるが要求をとおして用水不足を解決した。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---